

中医協医療 DX 対応で討議 療担改定でオンライン資格確認義務化

厚労省では8月3日、10日に中央社会保険医療協議会総会(以下中医協)が開催され、医療DXへの対応等が討議がされた。中医協で提案された議題等を紹介する。

看護職員等への処遇改善加算

8月10日の中医協では、看護職員等の処遇改善について答申が行われ、「看護職員処遇改善評価料」が新設される。病院・有床診療所が届出を行うことができるが、①救急医療管理加算の届出を行いつつ救急搬送件数の実績を満たしている、又は②救急救命センター等を設置していることが要件となる。区分は評価料1から165まで設定されていて、直近3カ月間の看護職員数や入院患者数などを基に計算された数値から区分される。点数は1点から最大340点が1日につき算定でき、入院基本料、特定入院料または短期滞在手術等基本料を算定している患者が対象となる。

高血圧症の治療に新たな機器加算

8月3日の中医協では医療機器の保険適用として提案された、「CureApp HT 高血圧治療補助アプリ」が新規技術料にて評価されることが了承された。点数は、アプリを使用した高血圧症に関する総合的な指導及び治療管理開

始時に1回に限り140点と、初回の使用日の属する月から6カ月を限度に機器加算として830点が月1回算定できる。

使用に当たり関連学会の策定するガイドライン及び適正使用指針を遵守することが要件とされており、初回を除き平均して7日間のうち5日以上血圧値がアプリに入力されていることが機器加算の算定の要件とされた。

オンライン資格確認の導入義務化

8月10日の中医協では、骨太方針2022で、患者がマイナンバーカードを健康保険証として利用する「オンライン資格確認」の導入を2023年4月から原則義務付けるとされたことを受けて、オンライン資格確認の導入の原則義務化と診療報酬上の評価について議論が行われ、厚労省に答申した。

まず療養担当規則が改定され、保険医療機関はオンライン資格確認に対応できるよう、必要な体制の整備も求められるとともに、患者がマイナンバーカードで受診した場合はオンライン資格確認を行わなければならないことになる。ただし、現在紙レセプトでの請求が認められている保険医療機関については義務化の対象から外される。

診療報酬上の評価としては、4月に

医療情報・システム基盤体制充実加算(10月1日から)

- 1 施設基準を満たす医療期間で初診を行った場合 **4点**
- 2 1であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した場合 **2点**

【施設基準】

○ 次の事項を当該医療機関・薬局の見やすい場所及びホームページ等に掲示していること(対象はオンライン請求を行っている医療機関)

- ① オンライン資格確認を行う体制を有していること。(厚労省ポータルサイトの運用開始日の登録を行うこと)
- ② 患者に対して、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療等を行うこと。

【算定要件】

○ 上記の体制を有していることについて、掲示するとともに、必要に応じて患者に対して説明すること。

新設された電子的保健医療情報活用加算が廃止され、今年10月から「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」が新設される。施設基準を満たした医療機関で初診時においてオンライン資格確認等により情報を取得した場合に加算2として2点(月1回)が加算される。また他の医療機関から情報を受けた患者の場合も2点の算定となる。健康保険証で初診を行った場合は加算1として4点(月1回)、つまり従来の保険証での受診の方がマイナンバーカード利用時より2点高くなる設定だ。電子的保健医療情報活用加算の施設基準に加えて体制を備えていることを医療機関のホームページ等で公開していることなどが要件となる。

また、顔認証機能付きカードリーダーの導入に伴う費用の補助についても見直しが行われる。診療所ならこれまで事業額42.9万円を上限にその4

分の3の32.1万円までが補助されていたが、今後は42.9万円を上限に実費補助される。期間については2022年6月7日から12月末までに顔認証機能付きカードリーダーを申し込むとともに、2023年2月末までにシステム事業者との契約を結んだ医療機関及び薬局が対象となる。補助金額が見直される前の期間に申込を行った医療機関についても、差額が補助される。

議論では診療側、支払側ともにオンライン資格確認導入の原則義務化自体に反対する声は無かったが、義務化にあたって配慮を求める意見が出された。**現場を無視した義務化へ対応していく**

厚労省の資料では7月31日時点での、カードリーダーを申し込んでいる医療機関・薬局は全体の61.5%、実際に運用を開始しているのは26.1%とされており、来年4月からの義務化はかなり非現実的だ。協会ではオンライン資格確認システム導入義務化や保険証原則廃止に対して、すでに要請書を提出しているが、理事会で今後の対応を検討する。

10月からの金パラ価格

234円引き下げの3,481円に

8月10日に開催された中医協において、10月1日からの金パラなど歯科用貴金属価格の随時改定が決定された。随時改定は2022年4月改定において、変動幅にかかわらず、平均素材価格に応じて診療報酬改定時以外に4月、7月、10月、1月に見直しを行うものとされた。

今回の改定で金パラの公示価格は3,481円となり3,715円から234円の引き下げとなった(30グラムでは111,450円から104,430円の7,020円引き下げ)。これは、10月随時改定の素材価格参照期間は5月~7月で、この間のパラジウム素材価格の下落に伴うもの。

歯科用貴金属価格の随時改定	R4年7月 随時改定	R4年10月 随時改定
2 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(JIS適合品)	6,569	6,493
3 歯科鑄造用14カラット金合金鉤用(JIS適合品)	6,552	6,476
4 歯科用14カラット金合金鉤用線(金58.33%以上)	6,702	6,626
5 歯科用14カラット合金用金ろう(JIS適合品)	6,529	6,453
6 歯科鑄造用金銀パラジウム合金(金12%以上JIS適合品)	3,715	3,481
10 歯科用金銀パラジウム合金ろう(金15%以上JIS適合品)	4,235	4,052
11 歯科鑄造用銀合金第1種(銀60%以上インジウム5%未満JIS適合品)	152	145
12 歯科鑄造用銀合金第2種(銀60%以上インジウム5%以上JIS適合品)	185	178
13 歯科用銀ろう(JIS適合品)	269	265

セミナー・研修会のご案内

「パワハラ防止措置の実務対応」セミナー(仮題)

【講師】ブランカ社会保険労務士法人 代表社員 石関 裕子氏

【日時】9月25日(日)13:00~15:00(質疑応答含む)

【会場】Zoom ウェビナー、参加費無料

【対象】院長、事務長など労務管理に携わる方(会員医療機関に限る)

今年4月1日より「パワーハラスメント防止措置」(改正労働施策総合推進法)が中小企業主にも義務化されました。措置義務の内容や、パワハラによる経営リスク、医療機関での具体的な実務対応等について解説いただきます。

【申込方法】要事前申込。上記QRコードからお申込みください。



【か強診・歯援診・院内感染防止対策】歯科施設基準対応研修会

【日時】10月2日(日)二部制。時間・内容は下記参照

【会場】Zoom ウェビナー、参加費無料。後日、修了証の発行あり。

【対象】長野県保険医協会会員ならびに会員医療機関に勤務する歯科医師

【申込方法】要事前申込。右QRコードからお申込みください。



<第一部> 13:30~15:30

「か強診」「歯援診」の施設基準に係る研修会

講師: 上條 英之 氏(東京歯科大学歯科社会保障学教授)

偶発症等に対する緊急時対応、歯科疾患の重症化予防に資する継続管理、口腔機能の管理、高齢者の心身の特性、認知症に関する内容、在宅医療・介護に関する内容を含みます。

<第二部> 15:40~16:40

「院内感染防止対策」(初診料の注1)の施設基準に係る研修会

講師: 奥山 秀樹 氏(長野県保険医協会 副会長)

歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策を含みます。